株 主 各 位

大阪市西区立売堀4丁目11番14号 **因幡電機産業株式会社** 代表取締役社長 守 谷 承 弘

第65期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。 さて 当社第65期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますの

さて、当社第65期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご 出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年6月20日(木曜日)午後5時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 平成25年6月21日(金曜日)午前10時
- 2.場所 大阪市西区立売堀4丁目11番14号 当社 11階会議室(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
- 3. 目的事項 報告事項
- 1. 第65期 (平成24年4月1日から) 事業報告、連結計算書類 並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査 結果報告の件
- 2. 第65期 (平成24年4月1日から) 計算書類報告の件 (平成25年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、 当社ホームページ (http://www.inaba.co.jp) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事 業 報 告

(平成24年4月1日から) 平成25年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、欧州の信用不安を背景とした世界経済の減速や日中関係の悪化により輸出が落ち込んだものの、東日本大震災後の復興需要などが内需を下支えし、緩やかな回復基調にありました。12月の新政権発足後は、大胆な金融緩和をはじめとする経済政策への期待感から円安・株高基調に転換するなど、先行きに明るい兆しが見られました。

当社グループの係わる電設資材業界は、被災地復興に向けた公共投資に加え、政府の住宅取得支援策や過去最低水準に下がった住宅ローン金利が住宅建設の追い風となるなど、事業環境は改善傾向にありました。

また、自社製品の係わる空調業界は、電力不安に伴う節電機運を背景に省エネ製品への関心が高まるなか、猛暑の影響により、平成24年度のルームエアコンの国内出荷台数は過去最高の852万台(前年同期比2.6%増)となるなど、好調に推移しました。

このような情勢のなか、当社グループは省エネ・環境配慮型商品などを積極的に販売することにより増収増益となり、売上においては過去最高を更新することができました。

この結果、連結売上高1,973億80百万円(前年同期比9.6%増)、連結営業利益94億31百万円(前年同期比6.4%増)、連結経常利益93億71百万円(前年同期比4.8%増)、連結当期純利益48億72百万円(前年同期比9.7%増)となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

<電設資材事業>

震災後の電力不安を背景に、自家発電設備の売上が大幅に増加したことに加え、節電対策としてLED照明が増収となったほか、受配電設備、配線資材など幅広い商品において売上が増加した結果、連結売上高1,347億25百万円(前年同期比13.8%増)となりました。

<産業機器事業>

製造業の海外移転の加速により国内需要が縮小している環境下、需要が旺盛なスマートフォン、EV(電気自動車)、LED照明関連向け製造業への制御機器等の売上が堅調に推移した結果、連結売上高218億36百万円(前年同期比0.3%減)となりました。

<自社製品事業>

ルームエアコンの需要が拡大するなか、主力製品である空調配管化粧カバー「スリムダクトシリーズ」などの売上が増加したほか、積極的な営業活動により、空調用被覆銅管の売上が好調であった前年の売上水準を維持することができた結果、連結売上高408億17百万円(前年同期比2.7%増)となりました。

セグメント売上高

	区			分		売上高	構成比	前年同期比
						百万円	%	%
電	設	資	材	事	業	134, 725	68. 2	113.8
産	業	機	器	事	業	21, 836	11. 1	99. 7
自	社	製	ᇤ	事	業	40, 817	20.7	102. 7
	合			計		197, 380	100.0	109.6

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当社グループでは、企業競争力の強化及び中長期的な成長のため、生産設備の増設や更新を中心に総額5億26百万円の設備投資を実施いたしました。これに要した資金につきましては、すべて自己資金で賄っております。

(3) 対処すべき課題

昨年末の政権交代後、大胆な金融緩和をはじめとする経済政策いわゆる「アベノミクス」を受け、円安及び株高が進行するなど景気浮揚への期待感が高まっております。当社グループを取り巻く経営環境は、東日本大震災の復興需要を背景に国内の建設投資が底堅く推移していることに加え、今後も大規模な公共投資や政策効果などを追い風に回復基調が続くものと予想されます。

このようななか、当社グループは平成27年度を最終年度とする「中期経営計画2015」を策定いたしました。前期に掲げておりました中期経営計画の数値目標である連結売上高2,000億円、連結営業利益100億円を1年前倒しで達成し、さらなる成長を目指してまいります。

成長戦略としては、過去の基本路線を踏襲しつつ、①自社製品(PB商品を含む)の開発・拡充、②省エネ・環境ビジネスの推進、③首都圏市場におけるシェア拡大、④グローバル展開の加速に取り組んでまいります。特に、収益の柱となっている自社製品事業の拡大を最優先課題と位置付け、これまでも①については主力製品である空調部材のほか、住宅分野や産業機器分野への参入に挑戦してまいりました。

その一環として今般、回転灯及び表示灯の国内市場において圧倒的なシェアとブランド力を誇る株式会社パトライトを完全子会社化いたしました。これにより、当社グループにおける製品ラインナップや研究開発機能を強化するとともに、近年同社が積極的に進めてきたグローバル展開をグループー体となって加速し、シナジーの創出による収益力の向上及び持続的な成長を図ってまいります。両社の強みを最大限に発揮できる経営体制を早急に構築し、企業価値の最大化を追求していく所存であります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

	区	分		第 62 期 平成22年3月期	第 63 期 平成23年3月期	第 64 期 平成24年3月期	第 65 期 平成25年3月期 (当連結会計年度)
				百万円	百万円	百万円	百万円
売	上		高	152, 115	169, 931	180, 084	197, 380
経	常	利	益	6, 657	7,829	8, 942	9, 371
当	期 純	利	益	3,824	3, 625	4, 442	4,872
1株当	当たり当期	純利益	(円)	174. 05	164. 97	202. 13	220. 77
総	資		産	110, 431	116, 525	121, 694	132, 850
純	資		産	67, 322	69, 367	72, 373	77, 137
1株	当たり純	資産額	(円)	3, 056. 57	3, 148. 58	3, 274. 94	3, 432. 00

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。
 - 3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。

(5) 重要な子会社の状況 (平成25年3月31日現在)

垒	<u> </u>	社	ź	名	資 本 金	当 社 の 出資比率	主 要 な 事業内容
春	日	電	機	(株)	300 百万円	100 %	自社製品事業
SIAM	ORIENT	ELECTR	IC CO.,	LTD.	百万バ 100 ーツ	100 %	自社製品事業

(6) 主要な事業内容(平成25年3月31日現在)

当社グループは、電設資材及び制御機器等の卸販売並びに空調部材等の製造販売を事業活動として展開しております。 主要な事業内容は次のとおりであります。

セグメント	主	要品	目
電設資材事業	明器具、配分電盤、	ーブルラック、電球類、 トランス、キュービクル 送設備、通信機器、防災	、配線器具、冷暖
産業機器事業	センサー、マイクロン 電子機器、表示器	スイッチ、リレー、タイ	マー、FA機器、
自社製品事業	プラロック、ビッグ	イル、フレア配管セット タイ、耐火キャップ、 J 情報配線システム、接続	Dダクト、銅管継

(7) 主要な営業所及び工場(平成25年3月31日現在)

① 当社

大 阪 本 社. 大阪市西区立売堀4丁目11番14号 東京都港区港南4丁目1番8号 東 京 本 社: 茨城、奈良、福岡 工. 場 物流センター 東京、大阪 営 21営業所 業 所 近 畿 堺営業所など7営業所 関 横浜営業所など4営業所 東 渞 札幌営業所など2営業所 北 海 東 北 仙台営業所など2営業所 東 名古屋営業所 海 金沢営業所 北 陸 広島営業所など2営業所 中 玉 九州営業所など2営業所 九 州

② 子会社

春 日 電 機 ㈱ 東京都武蔵野市

(8) 企業集団の使用人の状況 (平成25年3月31日現在)

セグメント	使用人数	前連結会計年度末比増減		
電設資材事業	598(56)名	3(6)名		
産業機器事業	131 (9)	7(△6)		
自社製品事業	533 (154)	28(△1)		
その他	0(0)	0(△1)		
全社 (共通)	109 (11)	△9(2)		
合 計	1, 371 (230)	29(0)		

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は() 内に年間の平均 人員を外数で記載しております。
 - 2. 全社(共通)として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

2. 会社の株式に関する事項(平成25年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 76,460,000株

(2) 発行済株式の総数 22,383,291株 (自己株式1,016,709株を除く)

(3) 当事業年度末の株主数

9,065名

(4) 大株主 (上位10名)

株	主	名	持	株	数	持	株	比	率
株式会	社りそ	な銀行	79	98, 120	株			3. 56	%
	スティ・† 株式会社 (74	11, 100				3. 31	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)			68	84, 800				3. 05	
因幡電	因幡電機従業員持株会			665, 024			2. 97		
	、カンハ゜ニー (エイ ント アメリカン		43	36, 600				1. 95	
吉	川昌	子	40	04, 900				1.80	1
日本生1	命保険相	互会社	34	14, 257				1. 53	
株式会	社 日 阪	製作所	31	18, 484		·		1. 42	
因「	幡 則	男	30	9, 321				1. 38	
株式会	社 池 田 泉	州銀行	30	5, 523				1. 36	

⁽注) 1. 当社は、自己株式を1,016,709株保有しておりますが、上記大株主からは 除外しております。

^{2.} 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(平成25年3月31日現在)

- ①平成21年7月30日開催の取締役会決議による新株予約権
 - ・新株予約権の数
 - 1,892個 (新株予約権1個につき100株)
 - 新株予約権の目的となる株式の数 189,200株
 - 新株予約権の払込金額新株予約権と引換えに払い込みは要しない
 - ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個当たり218,300円
 - 新株予約権を行使することができる期間平成23年7月31日から平成28年7月30日まで
 - ・新株予約権の行使の条件 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を 行使することができない
 - ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	569個	56, 900株	6名
社外取締役	0個	0株	0名
監査役	84個	8,400株	1名

- (注) 平成25年3月31日現在における当社監査役保有分は、新株予約権発行時に 当社取締役の地位にあったときに付与されたものです。
 - ②平成22年7月30日開催の取締役会決議による新株予約権
 - ・新株予約権の数
 - 1,476個 (新株予約権1個につき100株)
 - 新株予約権の目的となる株式の数 147,600株
 - ・新株予約権の払込金額 新株予約権と引換えに払い込みは要しない

- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個当たり202,600円
- ・新株予約権を行使することができる期間平成24年7月31日から平成29年7月30日まで
- ・新株予約権の行使の条件 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を 行使することができない
- ・ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	624個	62, 400株	7名
社外取締役	0個	0株	0名
監査役	0個	0株	0名

- ③平成23年7月28日開催の取締役会決議による新株予約権
 - ・新株予約権の数
 - 3,890個 (新株予約権1個につき100株)
 - 新株予約権の目的となる株式の数 389,000株
 - ・新株予約権の払込金額 新株予約権と引換えに払い込みは要しない
 - ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個当たり226,300円
 - 新株予約権を行使することができる期間平成25年7月29日から平成30年7月28日まで
 - ・新株予約権の行使の条件 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を 行使することができない

・ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	1,150個	115,000株	9名
社外取締役	0個	0株	0名
監査役	0個	0株	0名

- ④平成24年7月30日開催の取締役会決議による新株予約権
 - ・新株予約権の数
 - 4,030個 (新株予約権1個につき100株)
 - 新株予約権の目的となる株式の数 403,000株
 - ・新株予約権の払込金額 新株予約権と引換えに払い込みは要しない
 - ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個当たり228,800円
 - ・新株予約権を行使することができる期間 平成26年7月31日から平成31年7月30日まで
 - ・新株予約権の行使の条件 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を 行使することができない
 - ・ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	1,150個	115,000株	9名
社外取締役	0個	0株	0名
監査役	0個	0株	0名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

平成24年7月30日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
 - 4,030個 (新株予約権1個につき100株)
- 新株予約権の目的となる株式の数 403,000株
- ・新株予約権の払込金額 新株予約権と引換えに払い込みは要しない
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個当たり228,800円
- ・新株予約権を行使することができる期間 平成26年7月31日から平成31年7月30日まで
- ・新株予約権の行使の条件 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を 行使することができない
- ・ 当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	交付者数
当社使用人	2,880個	288,000株	202名
子会社の役員及び使用人	0個	0株	0名

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(平成25年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	守 谷 承 弘	
常務取締役	吉 田 益 巳	営業本部長兼商品事業部・Eテック事業 部・環境システム事業部担当
常務取締役	枝 村 浩 平	営業副本部長兼電設西日本事業部海外営 業部長兼電設東日本事業部・電設西日本 事業部・近畿電設事業部担当
常務取締役	吉 良 洋 二	生産技術本部長
取 締 役	家 郷 晴 行	管理本部長兼経営企画室長兼総務部長兼 東京管理部長
取 締 役	山本 節次郎	営業本部担当兼電工事業部電工海外営業 部長兼電工事業部担当
取 締 役	奥 田 善 紀	電材東日本事業部長
取 締 役	喜多肇一	電材西日本事業部長
取 締 役	岩 倉 広 幸	電設東日本事業部長
取 締 役	髙橋司	弁護士 日本ペイント㈱ 監査役
常勤監査役	髙 野 憲 昭	
常勤監査役	酒 井 昭	
常勤監査役	藤原利往	シライ電子工業㈱ 監査役
監 査 役	井之上 明彦	公認会計士 ㈱ウィローエンターテイメント 監査役

- (注) 1. 取締役髙橋 司氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役藤原利往氏及び井之上明彦氏は、社外監査役であります。
 - 3. 監査役井之上明彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に 関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 当社は、取締役髙橋 司氏を東京証券取引所及び大阪証券取引所の定めに 基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
 - 5. 監査役平松靖弘氏は、平成24年6月22日開催の第64期定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区		分	員	数	報酬等の総額
取	締	役		10名	299百万円
監	査	役		6名	43百万円
合		計		16名	342百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 上記報酬等の総額のうち、社外取締役1名、社外監査役4名の報酬の合 計額は18百万円であります。
 - 3. 取締役の報酬限度額は、平成20年6月20日開催の第60期定時株主総会に おいて年額400百万円(内社外取締役分30百万円)以内(ただし、使用 人分給与は含みません。)と決議いただいております。
 - 4. 監査役の報酬限度額は、平成9年6月27日開催の第49期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
 - 5. 監査役の報酬等の総額には、平成24年6月22日開催の第64期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名を含んでおります。なお、当事業年度末現在の役員の員数は、取締役10名及び監査役4名であります。
 - 6. 取締役及び監査役の報酬等の総額には、平成21年6月19日開催の第61期 定時株主総会において年額100百万円を上限として決議いただいたスト ックオプションによる報酬額38百万円が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と 当該他の法人等との関係

取締役髙橋 司氏は、日本ペイント㈱の社外監査役であります。なお、当社と日本ペイント㈱との間には特別な関係はありません。監査役藤原利往氏は、シライ電子工業㈱の社外監査役であります。なお、当社とシライ電子工業㈱との間には特別な関係はありません。監査役井之上明彦氏は、㈱ウィローエンターテイメントの社外監査役であります。なお、当社と㈱ウィローエンターテイメントとの間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況 取締役会及び監査役会への出席状況

		取締役	会	監査役	会
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役	髙橋 司	13回中12回	92%	_	_
監査役	藤原利往	10回中10回	100%	6回中6回	100%
監査役	井之上 明彦	10回中10回	100%	6回中6回	100%

(注) 当事業年度におきましては、合計13回の取締役会を開催しました。なお、監査 役藤原利往氏及び井之上明彦氏は平成24年6月22日の就任ですので、合計10回 の取締役会が出席対象となります。また、当事業年度におきましては、合計8 回の監査役会を開催しました。なお、監査役藤原利往氏及び井之上明彦氏は平 成24年6月22日の就任ですので、合計6回の監査役会が出席対象となります。

取締役会等における発言状況

取締役髙橋 司氏は、弁護士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見を述べております。

監査役藤原利往氏は、社外監査役として、取締役会において、 審議に関して必要な発言を適宜行っております。また、監査役会 において、監査の方法その他の監査役の職務執行に関する事項に ついて意見を述べております。

監査役井之上明彦氏は、公認会計士としての豊富な経験を基に 社外監査役としての見地から、取締役会において議案及び審議等 につき積極的に発言を行っております。また、監査役会において も職務執行に関する事項について意見交換、重要事項の協議等を 行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	41百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上 の利益の合計額	41百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と、金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 当社の海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または 監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む) の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための 体制その他会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムの基本方針を決議しており、その概要は以下のとおりであります。

- ①取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ)法令、社内規定等を遵守するための社内基準を定め、これを役員・ 使用人に周知徹底する。
 - ロ)コンプライアンス委員会を設置し、リスクマネジメントと企業倫理・コンプライアンスを統合して推進する。
 - ハ)内部監査を実施し、倫理性・透明性の高い事業活動を実践できる よう遵法精神の浸透を図る。
 - 二)内部通報制度を導入し、法令等に違反する行為、またはそのおそれのある行為について、使用人より通報を受け付ける。
 - ホ) 社外取締役を選任し、経営監視機能を強化する。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ) 法令、社内規定に基づく文書について保存し、閲覧可能な状態を 維持する。
 - ロ)透明性の高い経営を実現するために、情報開示委員会を設置し、 重要情報について適時に積極的な開示を行う。
- ③リスク管理に関する規定その他の体制
 - イ)各事業部単位でリスクの洗い出しを行い、定期的に見直しを行う。 重点対応リスク及び対応方針を検討し、各部門で対応策を実施す る。
 - ロ)上記のうち全社に関係する重大リスクについては、全社対応を行 う。
 - ハ) 危機発生の際には、対策委員会を設置する等して報告及び情報伝達を迅速に行い、必要な対策を講じる。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ) 社内カンパニー制を採用し、各事業部の執行責任及び成果責任を明確化するとともに意思決定の迅速化と業務の効率化を図る。

- ロ)取締役会にて構築すべき内部統制の有効性について、内部監査に て検証する。
- ⑤当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - イ)関係会社の体制においては親会社の体制に準拠する。
 - ロ)関係会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容 の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。
- ⑥財務報告の信頼性を確保するための体制
 - イ)当社グループの財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に 係る内部統制の評価の基準に従い、関連規定等の整備を図るとと もに適切に報告する体制を整備する。
 - ロ) その体制についての整備・運用状況を定期的・継続的に評価する 仕組みを構築する。
- ⑦監査役監査の実効性を確保するための体制
 - イ) 監査役が職務補助すべき使用人を求めた場合は、取締役会は監査 役と協議のうえ、当該スタッフを指名する。当該スタッフは監査 役の指揮命令下で職務遂行する。
 - ロ)取締役は、重要事項について監査役に報告する。
 - ハ)監査役会は、社長及び取締役へ定期ヒアリングを行う。また、監 査室長を招聘し、内部監査報告を実施する他、会計監査人とも定 期的な意見交換を行う。
 - ニ)監査役は必要に応じて、重要会議に出席することができる。
 - ホ)社外監査役を通じ、監査の客観性と実効性を確保する。
- ⑧反社会的勢力排除に向けた体制
 - イ) 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的 勢力とは取引関係その他いかなる関係も持たない。
 - ロ) 反社会的勢力による不当な要求には、警察当局等と連携しながら 毅然たる態度で対応する。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は株式会社の支配に関する基本方針を定めており、その概要(会社 法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は以下のとおりであります。

①基本方針の内容

当社は、当社の株券等の大規模買付行為またはその提案であっても、当 社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、こ れを一概に否定するものではありません。また、本来、株式会社の支配権 の移転を伴う大規模買付行為またはその提案に応じるべきか否かの判断は、 最終的には株主の皆様のご意思に基づき行われるべきものであります。

しかし、昨今、新しい法制度の整備や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として株券等の大規模買付行為を強行するといった動きが顕在化しております。このような大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、取締役会や株主が買付けの条件等について検討し、あるいは取締役会が代替案を策定するための十分な時間や情報を提供しないもの、大規模買付行為を行おうとする者の掲げる条件よりも有利な条件を提示するためにこれらの者との交渉を必要とするもの等、企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社としては、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた諸施策の潜在的効果、事業分野・人的ネットワークの有機的結合により実現され得るシナジー効果、その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上でなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることは困難であると考えており、当社の株券等の大規模買付行為を行う者がこれらの要素を十分に把握し中長期的な事業展開を行う者でなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反することになると考えます。

こうした事情に鑑み、当社は、このような、当社の企業価値ひいては株 主の皆様の共同の利益に反する大規模買付行為を行う者は、当社の財務及 び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

②基本方針の実現に資する取組み

・当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて

<当社の経営の基本理念について>

当社は、「省エネルギー、省資源など地球環境に配慮し、豊かで快適な社会づくりに貢献する」という経営の基本理念のもと、電設資材商品の卸販売・空調部材等の製造販売を行っております。省エネルギーの推進、地球環境への配慮といった新しい価値観が時代のニーズをリードしておりますが、その中でも電気に関わる商品・製品が社会に果たす役割は無限にあるといっても過言ではありません。当社は、これらを安定供給するという社会的使命を果たしつつ、当社を取り巻く多くのステーク・ホルダーの信頼に応え、その責任を果たすことを通じて、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上を図っております。

<当社の企業価値の源泉について>

当社は、昭和13年に特殊電動発動機の製造業として創業し、その後、電設資材商品の卸販売業へ転換し、さらに、商品を広く供給するという流通業としての使命に応えるべく営業の全国展開を行うとともに、空調部材等の製造販売業に進出する等して、今日に至っております。当社が、このように長きにわたり事業を展開することができているのは、当社の事業の背後にある経営の基本理念を、株主の皆様をはじめとするステーク・ホルダーにご理解いただけているからと考えております。

当社の特徴は、電設資材商品の卸販売、及び、空調部材等の製造販売を両輪として事業を展開していることにあります。電設資材商品の卸販売においては、豊富な商品知識と独自の調達機能を活かし、単なる商材の流通にとどまることなく付加価値の高い活きた商材を提供し続けることにより、業界最大手の規模と販売量を誇っております。他方、空調部材等の製造販売においては、独創性の高い製造技術や新たなニーズの発掘に基づく高品質な製品の提案により、高収益を生み出しております。かかる両輪のシナジー効果が、当社事業の継続的な成長につながっております。

また、当社は、電設資材商品の卸販売業として総合メーカーの傘下に入ることなく、経営の独立性を確保しているという特徴も有しております。このことにより、仕入面に関しては、特殊分野に特化した専門メーカーを中心として、幅広い商材の取扱いが可能となり、顧客のニーズに即応した供給体制を実現することができるとともに、専門メーカー等と共同して顧客のニーズを商品開発につなげることも可能となっています。加えて、販売面に関しては、総合メーカー主導の販売エリアの束縛を受けることなく、主要都市に営業拠点を配置することができ、全国各地の顧客へ商品を供給

することが可能となっています。さらに、メーカーと顧客をつなぐ卸販売業として、「人と人のつながり」、「会社と会社のつながり」を大切にする当社の社風は、創業から今日に至るまでの得意先・仕入先との相互研鑽を形成し、取引先相互の発展と良好な関係の構築に結実しております。

さらに、顧客満足度の向上、他社との差別化を図るためには、電設資材・空調部材等分野の専門家としての技術力を備えた人材が不可欠であり、このような技術力を備えた従業員が当社の経営資源の核となることから、当社はこれまでも優秀な人材の確保や継続的な育成に時間と資金を惜しまない経営方針を貫いてまいりました。当社は、今後とも、従業員とともに成長・発展していく企業であり続けたいと考えております。

当社がその社会的使命・責任を果たすためには、長期にわたる安定的な経営基盤の確保に努めることが必要であると考え、当社を支援してくださる株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして掲げております。したがって、配当政策につきましては期間業績に応じた適正な利益還元を目指し、期末配当として年1回、当期純利益の45%を配当する業績連動型の配当政策を基本方針としております。

<当社の今後の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて>

当社は、過去の基本路線を踏襲しつつ、①自社製品(PB商品を含む)の開発・拡充、②省エネ・環境ビジネスの推進、③首都圏市場におけるシェア拡大、④グローバル展開の加速に取り組んでまいります。特に、収益の柱となっている自社製品事業の拡大を最優先課題と位置付け、これまでも①については主力製品である空調部材のほか、住宅分野や産業機器分野への参入に挑戦してまいりました。

その一環として今般、回転灯及び表示灯の国内市場において圧倒的なシェアとブランド力を誇る株式会社パトライトを完全子会社化いたしました。これにより、当社グループにおける製品ラインナップや研究開発機能を強化するとともに、近年同社が積極的に進めてきたグローバル展開をグループー体となって加速し、シナジーの創出による収益力の向上及び持続的な成長を図ってまいります。両社の強みを最大限に発揮できる経営体制を早急に構築し、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることに努めてまいります。

・コーポレート・ガバナンスの整備

当社は、上記諸施策をより実効性あるものとするために、コーポレート・ ガバナンスに重点を置いた経営を行っております。

取締役会の意思決定の客観性・合理性を担保し、これに対する監督機能の充実を図るべく社外取締役を1名選任するとともに、取締役の経営責任

を明確にするべく取締役の任期を選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。さらに、意思決定機関としての取締役会を補完するものとして経営会議を設置し、各事業部門の事業計画や執行状況の確認等を行うとともに、取締役会の委嘱を受けた重要事項について審議しております。

また、経営チェック機関として、監査役は、取締役会の意思決定や取締役の職務執行を監査するほか、社長直属の専任部門である監査室とも緊密な連携をとり、また、会計監査人とも積極的な意見・情報交換等を行うことにより、監査役監査の実効性を高めております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成23年5月11日開催の取締役会において、同年6月17日開催の第63期定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)における株主の皆様のご承認を条件として、平成20年5月19日開催の取締役会において導入することを決議し同年6月20日開催の第60期定時株主総会における承認により導入された「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針」の一部を改定した上、新たな対応方針を導入すること(以下、改定後の対応方針を「本プラン」といいます。)を決議いたしました。

そして、当社定款第19条に基づき、本定時株主総会において、本プランを導入することについて株主の皆様のご承認をいただきました。本プランの概要は以下のとおりであります。

・本プラン発動の対象となる買付行為

当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け、もしくは、当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する行為またはこれらに類似する行為(以下、「大規模買付行為」といいます。また、大規模買付行為を行おうとする者または大規模買付行為の提案を行う者を、以下、併せて「大規模買付者等」といいます。)がなされ、またはなされようとする場合が対象となります。

・情報提供とその評価・検討等

<当社に対する情報提供>

大規模買付者等には、大規模買付行為に先立ち、本プランに定められた 手続(以下、「大規模買付ルール」といいます。)を遵守する旨の誓約そ の他一定の事項を記載した書面(以下、「意向表明書」といいます。)を 当社取締役会に対して提出していただきます。当社取締役会は、大規模買 付者等に対して、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者等に対して、大規模買付行為に関する情報として当社への提出を求める事項を記載した書面(以下、「大規模買付情報リスト」といいます。)を交付し、大規模買付者等には、大規模買付情報リストに従い、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断並びに当社取締役会及び特別委員会の評価・検討等のために必要かつ十分な日本語で記載された情報(以下、「大規模買付情報」といいます。)を、当社取締役会が適切と判断する期限でに当社取締役会に書面で提供していただきます。大規模買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、外部専門家等の助言を得た上で、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らしてきまれた項目に係る情報の一部について提供することができない場合には、当社取締役会は、大規模買付者等に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。

提出された大規模買付情報が、株主の皆様または当社取締役会もしくは特別委員会が当該大規模買付行為を評価・検討するための情報として十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、適宜回答期限を定めた上で大規模買付者等に対して追加的に情報提供を求めることがあります。また、当社取締役会は、株主の皆様または当社取締役会もしくは特別委員会が大規模買付行為を評価・検討するための必要かつ十分な情報が大規模買付者等から提出されたと判断する場合には、速やかにその旨の通知を大規模買付者等に行います。

なお、意向表明書の提出があった事実、及び、当社取締役会に提供された大規模買付情報その他の大規模買付行為に関連する情報(大規模買付情報リストにより提供を求めた情報のうち大規模買付者等から提供されなかった情報については、当該情報及び当該不提供の理由を含みます。)のうち、株主の皆様のご判断のため開示することが妥当であると考えられるものにつきましては適時かつ適切に開示します。

<当社取締役会による大規模買付情報の評価・検討等>

大規模買付者等による大規模買付情報の提供が行われた後、当社取締役会は、これらの情報を評価・検討し、大規模買付者等との買付条件に関する交渉、当該大規模買付行為に対する意見形成、代替案の策定等を行います。また、当社取締役会は、本プランに基づく対抗措置の発動の是非について、特別委員会に諮問し、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得るものとします。

当社取締役会がこれらの評価・検討等を適切に行うために、最長60日間 (対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる、当社の全ての株券等

の大規模買付行為の場合)または最長90日間(それ以外の大規模買付行為の場合)の評価期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)を設定します。

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役会評価期間終了日までに、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表いたします。

また、当社は、当該決定がなされた場合は、速やかにその旨及び対抗措置発動の際には法令等により定められている事項のほか、当社取締役会が適切と認める事項について当社株主及び投資家の皆様に開示を行います。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の決定に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合は、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき、最長30日間取締役会評価期間を延長できるものとします。取締役会評価期間を延長する場合は、延長する日数及び延長の理由を速やかに情報開示いたします。

大規模買付者等は、取締役会評価期間が経過した後においてのみ大規模 買付行為を開始することができるものとします。なお、株主総会を招集す る場合については、下記をご参照下さい。

・大規模買付行為がなされた場合の対応方針

<大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守する場合>

大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守する場合には、当社取締役会が仮に大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行う可能性は存するものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することはありません。大規模買付者等の提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該大規模買付行為の内容並びにそれに対する当社取締役会の意見及び代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

ただし、大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守する場合であっても、 当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を 著しく損なうと認められる場合には、特別委員会による勧告を最大限尊重 した上で、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の 利益を確保・向上させることを目的として、対抗措置の発動を決定するこ とがあります。

<大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守しない場合>

大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守していないことが明らかな場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目的として、特別委員会の勧告を待たずに対抗措置の発動を決定することができるものとします。大規模買付者等が大

規模買付ルールを遵守していないと当社取締役会が判断するものの、それが必ずしも明らかではない場合には、当社取締役会は、大規模買付ルールが遵守されたか否かについて特別委員会に諮問し、大規模買付ルールが遵守されておらず対抗措置を発動すべきであると特別委員会が勧告する場合には、当社取締役会はその勧告を最大限尊重して対抗措置の発動を決定することがあります。

対抗措置の具体的な方策としては、原則として、新株予約権の無償割当てを行います。また、会社法その他法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

・株主総会の決議

特別委員会から対抗措置の発動の是非について株主総会に諮るよう勧告された場合においては、当社取締役会は、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、対抗措置としての新株予約権の無償割当てに関する議案を当社定款第12条第1項に基づき、当社株主総会に付議することがあります。当該株主総会が開催される場合には、大規模買付者等は、当該株主総会において新株予約権の無償割当てに関する決議がされた後においてのみ大規模買付行為を開始することができるものとします。当該株主総会において当該議案が可決された場合には、当社は、新株予約権の無償割当てを行います。

・特別委員会の概要

大規模買付ルールが遵守されたか否か、取締役会評価期間を延長するか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に一定の対抗措置を発動するか否か等の当社取締役会の判断の合理性・公正性を担保するために、当社は、取締役会から独立した機関として、特別委員会を設置します。

特別委員会は3名以上の委員により構成され、各委員は、当社取締役会が当社社外取締役、当社社外監査役及び社外の有識者(弁護士、税理士、公認会計士及び学識経験者等)の中から選任します。かかる特別委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。

・本プランの有効期間、廃止及び変更について

本プランの有効期間は、平成26年6月に開催予定の当社定時株主総会の終結の時までといたします。なお、かかる有効期間の満了前であっても、

(i) 当社株主総会において本プランを廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または、(ii) 当社取締役会において本プランを廃止もしくは変更する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止または変更されるものとします。

④上記の具体的な取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことこそが株主共同の利益の確保・向上のために最優先されるべき課題であると考え、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的に、上記記載の基本方針の実現に資する取組みを行ってまいりました。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、その向上が株主及び投資家の皆様による当社株式の評価に適正に反映されることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模買付行為が困難になるものと考えられ、これらの取組みは、基本方針に資するものであると考えております。したがって、上記記載の基本方針の実現に資する取組みは基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

また、本プランは、上記のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様 の共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、基 本方針に沿うものです。本プランは、株主総会において株主の皆様の承認 を得た上で導入され、また、対抗措置の発動にあたって新株予約権の無償 割当てに関する議案を株主総会に付議することがあるものとされており株 主意思を重視するものであること、合理的かつ客観的な対抗措置発動要件 が設定されていること、本プランの運用ないし対抗措置の発動に関する取 締役会の判断の合理性・公正性を担保するために、取締役会から独立した 機関として特別委員会が設置され、かかる特別委員会の勧告を最大限尊重 して取締役会が判断を行うこととされていること、本プランは有効期間の 満了前であっても株主総会または株主総会で選任された取締役で構成され た取締役会により何時でも廃止することができ、また、当社取締役の任期 は1年であり毎年の定時株主総会で取締役の構成員の交代を一度に行うこ とができることから今後の本プランの更新、廃止について、株主の皆様の 意思が反映されるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担 保されており、当社取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

連結貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産 の	部	負 債 の	部
科目	金額	科目	金額
流動資産	101, 783	流動負債	51, 172
現金及び預金	27, 841	支払手形及び買掛金	43, 281
受取手形及び売掛金	60, 357	未払法人税等	2, 428
有 価 証 券	1, 438	賞 与 引 当 金	3, 135
商品及び製品	9, 179	役員賞与引当金	102
仕 掛 品	116	そ の 他	2, 224
原材料及び貯蔵品	504	固定負債	4, 540
繰 延 税 金 資 産	1, 735	繰延税金負債	123
その他	639	退職給付引当金	13
貸倒引当金	△29		
固定資産	31, 067	その他	4, 403
有形固定資産	18, 539	負 債 合 計	55, 712
建物及び構築物	5, 229	純 資 産	の部
機械装置及び運搬具	368	株主資本	75, 461
工具、器具及び備品	401	資 本 金	8, 120
土 地	12, 530	資 本 剰 余 金	8, 328
建設仮勘定	6	利 益 剰 余 金	61, 666
そ の 他	3	自己株式	△2, 653
無形固定資産	2, 086	その他の包括利益累計額	1, 357
投資その他の資産	10, 441		
投資有価証券	8, 135	その他有価証券評価差額金	1, 332
長 期 貸 付 金	42	為替換算調整勘定	25
繰 延 税 金 資 産	4	新 株 予 約 権	260
そ の 他	2, 317	少数株主持分	56
貸倒引当金	△57	純 資 産 合 計	77, 137
資 産 合 計	132, 850	負債・純資産合計	132, 850

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成24年4月1日から) 平成25年3月31日まで)

(単位:百万円)

			(単位・日ガロ)
科	目	金	額
売 上	高		197, 380
売 上 原	価		168, 076
売 上 総	利 益		29, 303
販売費及び一般を	管理費		19, 872
 営業利	益		9, 431
営業外 収	益		
	利息	76	
受 取 配	当 金	131	
	割引	869	
その	他	204	1, 282
 営業外費			
	利息	40	
売 上	割引	1, 097	
その	他	203	1, 341
│ 経 常 利	益		9, 371
特別 利	益		
投 資 有 価 証 券	养 売 却 益	37	
固定資産	売 却 益	2	
新株予約権	戻 入 益	1	41
┣	失		
減損	損 失	631	
投 資 有 価 証 券	斧 評 価 損	213	
固定資産	除却損	12	
固定資産	売 却 損	0	
投 資 有 価 証 券	养 売 却 損	0	860
税 金 等 調 整 前 当 ၨタ	期 純 利 益		8, 553
法人税、住民税及		4, 198	
法人税等調	整額	△525	3, 672
┣ 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当	当期 純 利 益		4, 881
少数株主	利 益		8
当 期 純	利 益		4, 872
<u> </u>			

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から) 平成25年3月31日まで)

(単位:百万円)

									(1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
						株	主 資	本	
				資	本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期	首	残	高		8, 120	8, 328	58, 772	△3, 622	71, 599
連結会計	年度中	の変動	動額						
剰余	金(の配	当				△1,893		△1,893
当 其	月 純	利	益				4, 872		4, 872
自己	株 式	の取	得					△0	△0
自己	株 式	の処	分				△85	969	883
株主資本 会計年									_
連結会計學	手度中の	変動額	合計		_	-	2, 893	968	3, 862
当 期	末	残	高		8, 120	8, 328	61, 666	△2,653	75, 461

	その他の包括利益累計額					
	その他有価証 券評価差額金	為 替 換 算	その他の包括利 益累計額合計	新株予約権	少数株主持分	純資産合計
当 期 首 残 高	527	△38	489	237	48	72, 373
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,893
当 期 純 利 益						4, 872
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						883
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	804	63	868	23	8	901
連結会計年度中の変動額合計	804	63	868	23	8	4, 763
当 期 末 残 高	1, 332	25	1, 357	260	56	77, 137

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

- 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
 - (1) 連結の範囲に関する事項
 - ①連結子会社の数及び連結子会社の名称
 - ・連結子会社の数 4社
 - 連結子会社の名称

アイティエフ (株)

東光電機産業 (株)

春日電機(株)

SIAM ORIENT ELECTRIC CO., LTD.

上記のうち、東光電機産業(株)については、平成24年9月30日付で解散し、清算手続中であります。

また、前連結会計年度において連結子会社でありました日本オートメ (株)、イナバエンジニアリング(株)は当連結会計年度に清算が結了し たため、連結の範囲から除いております。

- ②非連結子会社の名称及び連結の範囲から除いた理由
 - 非連結子会社の名称

INABA DENKO (MALAYSIA) SDN. BHD.

(株) 山根電業社

因幡電機貿易(上海)有限公司

・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益 (持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連 結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いてお ります。

- (2) 持分法の適用に関する事項
 - ①持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

INABA DENKO (MALAYSIA) SDN. BHD.

NISHIDEN (MALAYSIA) SDN. BHD.

(株) 山根電業社

因幡電機貿易 (上海) 有限公司

②持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除いております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちSIAM ORIENT ELECTRIC CO., LTD. の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

- (4) 会計処理基準に関する事項
 - ①重要な資産の評価基準及び評価方法
 - イ) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの …… 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、 全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動 平均法により算定)

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

ロ) たな卸資産

- ②重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - イ) 有形固定資産
 - (リース資産を除く) … 定率法。ただし、平成10年4月1日以降取得した 建物(建物附属設備を除く)については定額法。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物……15年~50年 機械装置及び運搬具…4年~17年 工具、器具及び備品…2年~20年
 - 口)無形固定資産
 - (リース資産を除く) … 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間 (5年) に基づく定額法。

③重要な引当金の計上基準

イ) 貸倒引当金 ………… 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一

般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘

案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ) 賞与引当金 ………… 従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給

見込額のうち当連結会計年度負担額を計上してお

ります。

ハ) 役員賞与引当金 …… 役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度におけ

る支給見込額に基づき計上しております。

ニ) 退職給付引当金 …… 連結子会社の従業員の退職給付に備えるため、主

として当連結会計年度末における退職給付債務見

込額に基づき計上しております。

④消費税等の会計処理税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年 4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方 法に変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

12,936百万円

(2) 受取手形裏書譲渡高

1,210百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
発行済株式				
普通株式	23,400千株	-千株	-千株	23,400千株
合 計	23,400千株	-千株	-千株	23,400千株
自己株式				
普 通 株 式 (注)1、2	1,387千株	0千株	371千株	1,016千株
合 計	1,387千株	0千株	371千株	1,016千株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
 - 2. 普通株式の自己株式の株式数の減少371千株は、ストックオプションの権利 行使に伴う自己株式の交付による減少371千株、単元未満株式の売渡しによる減少0千株であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成24年6月22日開催の第64期定時株主総会決議による配当に関する事項

・株式の種類 普通株式・配当金の総額 1,893百万円

・1株当たり配当金額 86円

・基準日 平成24年3月31日・効力発生日 平成24年6月25日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

平成25年6月21日開催予定の第65期定時株主総会において次のとおり付議予定であります。

・株式の種類 普通株式・配当金の総額 2,305百万円

・1株当たり配当金額 103円

・基準日 平成25年3月31日・効力発生日 平成25年6月24日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

平成21年7月30日取締役会決議分

・目的となる株式の種類 普通株式

・目的となる株式の数 189,200株

平成22年7月30日取締役会決議分

・目的となる株式の種類 普通株式

・目的となる株式の数 147,600株

平成23年7月28日取締役会決議分

(権利行使期間の初日が到来しておりません。)

・目的となる株式の種類 普通株式

・目的となる株式の数 389,000株

平成24年7月30日取締役会決議分

(権利行使期間の初日が到来しておりません。)

・目的となる株式の種類 普通株式

・目的となる株式の数 403,000株

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、運転資金については自己資金で賄っております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての買掛金残高の範囲内にあるものを除き、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。また、取引先企業等に対し長期貸付を行っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての売掛金の残高の範囲内にあるものを除き、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するへ ッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ) 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規定に従い、営業債権及び長期貸付金について、審査課及び各営業担当事業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規定に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ) 市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の 財務状況等を把握し、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先 企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を決めた 社内ルールに従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

ハ) 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク) の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を連結売上高の1か月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

また、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する 契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すも のではありません。

⑤ 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち12.1%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含めておりません((注2)参照)。

	連結貸借対照表		
	計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
①現金及び預金	27, 841	27, 841	_
②受取手形及び売掛金	60, 357	60, 357	_
③有価証券及び投資有価証券	9, 138	9, 138	_
資産計	97, 337	97, 337	_
①支払手形及び買掛金	43, 281	43, 281	_
負債計	43, 281	43, 281	_
デリバティブ取引	_	_	_

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 資産

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格 または取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

①支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

- 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引:該当事項はありません。
- 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

			当連結会計年度(平成25年3月31日)			
ヘッジ会計の 方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	
	為替予約取引					
為替予約等の 振当処理	売建					
	米ドル	売掛金	122	_	(注)	
	買建					
	米ドル	買掛金	98	_	(注)	
	豪ドル	買掛金	0	_	(注)	

(注) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされる売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は、売掛金及び買掛金の時価に含めております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(i / Tin = 1=1= / = /	
区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	435

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「③有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1 年超 5 年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	27, 841	_	_	_
受取手形及び売掛金	60, 357	_	_	_
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち 満期があるもの				
(1) 債券(社債)	1, 400	300	_	_
(2) 債券 (その他)	100	_	_	_
合計	89, 698	300	_	_

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

(2) 1株当たり当期純利益

3,432.00円 220.77円

7. 重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、平成25年4月10日開催の取締役会において、株式会社パトライトを子会社化することについて決議を行い、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

- 1. 企業結合の概要
- (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社パトライト

事業の内容 回転表示灯機器、音声周辺機器、LED表示機器等の製造、

開発及び販売

(2) 企業結合を行う主な理由

当社は、電設資材及び制御機器等の卸販売並びに空調部材等の製造販売を主要な事業としております。事業戦略上、収益性の高い自社製品の開発及び拡充を最重要課題として推進しております。主力製品である空調部材のほか、これまで新分野として住宅分野や産業機器分野へ参入してまいりました。

株式会社パトライトは、FA機器の専業メーカーであり、国内における回転灯及び表示灯の分野で圧倒的なシェアとブランド力を誇っております。近年は、グローバル化に積極的に取り組み、海外事業を成長ドライバーと位置付けております。

当社グループは、株式会社パトライトの子会社化により、製品ラインナップを拡充するとともに、シナジーの創出による収益力の向上及び持続的な成長を目指してまいります。シナジーとしては、産業機器分野における研究開発機能の強化、グループ内での重複業務の効率化に加えて、グループー体となった自社製品の海外展開を想定しております。

- (3) 企業結合日 平成25年5月13日(予定)
- (4) 企業結合の法的形式 株式取得
- (5) 結合後企業の名称 変更ありません。
- (6) 取得する議決権比率 100%
- (7) 取得企業を決定するに至る主な根拠 当社が現金を対価として、株式を取得するためであります。
- 2. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 7,150百万円

ただし、この金額は企業結合日の貸借対照表の状況により調整される可能性があります。

- 3. 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間 現時点では確定しておりません。
- 4. 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳 現時点では確定しておりません。

貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位:百万円)

· · · · · -	±	hy http://	(単位:白力円)
資産の		負 債 の	
科目	金額	科目	金額
流動資産	99, 319	流動負債	50, 672
現金及び預金	27, 282	支 払 手 形	884
受 取 手 形 売 掛 金	14, 771	買掛金	42, 199
売 掛 金 有 価 証 券	44, 619 1, 438	未 払 金	893
商品及び製品	8, 707	未 払 費 用	439
原材料及び貯蔵品	160	未払法人税等	2, 339
前 渡 金	68	未払消費税等	303
前払費用	92	前 受 金	348
操延税金資産	1,628	預り金	57
未収入金	396 180	前受収益	10
貸倒引当金	△29	賞与引当金	3, 048
固定資産	31, 912	役員賞与引当金	102
有形固定資産	17, 792	(人)	45
建物	4, 948		4, 389
構築物 機械及び装置	55 182	固 定 負 債 長期預り保証金	
車 両 運 搬 具	94		4, 252
工具、器具及び備品	308	長期未払金	122
土 地	12, 194	そ の 他	13
建設仮勘定	4	負債合計	55, 062
その他	3	10 70 72	の 部
無形固定資産 ソフトウェア	1, 968 1, 237	株主資本	74, 575
ソフトウェア ソフトウェア仮勘定	696	資 本 金	8, 120
電話加入権	34	資 本 剰 余 金	8, 328
投資その他の資産	12, 152	資本準備金	8, 328
投資有価証券	7, 916	利 益 剰 余 金	60, 780
関係会社株式	1, 288	利益準備金	807
出 資 金 長期貸付金	7 42	その他利益剰余金	59, 973
■ 長 期 貸 付 金 関係会社長期貸付金	600	別 途 積 立 金	35, 500
破産更生債権等	49	繰越利益剰余金	24, 473
長期前払費用	35	自己株式	△2, 653
繰延税金資産	72	評価・換算差額等	1, 332
差入保証金	403	その他有価証券評価差額金	1, 332
保険積立金 の 他	1, 276 515	新株予約権	260
貨倒引当金	515 △56	純 資 産 合 計	76, 169
資産合計	131, 232		131, 232
	101, 202	天庆 作员注目目	101, 202

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成24年4月1日から) 平成25年3月31日まで)

(単位:百万円)

11	П	^	(単位・日刀门)
A A A A A A A A A A A A A A A A A A A	目	金	額
	5		192, 687
売 上 原	E		164, 983
売 上 総 利	益		27, 704
販売費及び一般管理	ŧ		18, 644
営 業 利	益		9, 059
営業外収 2			
受 取 利	息	62	
受 取 配 当	金	245	
仕 入 割	引	855	
その	他	181	1, 344
 営業外費	Ħ		
支 払 利	息	40	
売 上 割	引	1,068	
その	他	117	1, 226
経 常 利	益		9, 177
特 別 利 3	益		
子 会 社 清 算	益	174	
投 資 有 価 証 券 売 🕏	印 益	36	
固 定 資 産 売 却	益	2	
新株予約権戻り	、 益	1	214
特別 損 5	ŧ		
減 損 損	失	631	
投資有価証券評付	五 損	213	
固定資産除却	損	11	
投資有価証券売	即 損	0	
固定資産売却	損	0	858
税引前当期純利	益		8, 533
法人税、住民税及び事業	税	4,029	
法 人 税 等 調 整	額	△631	3, 397
当 期 純 利	益		5, 135

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から) 平成25年3月31日まで)

(単位:百万円)

			株	主	i	資	本		
		資本乗	削余金	利	益乗	1 余	金		
	資本金		次士副人人		その他利	益剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	別 途積立金	繰越利益 剰 余 金	合 計		☐ #T
当 期 首 残 高	8, 120	8, 328	8, 328	807	35, 500	21, 316	57, 623	△3,622	70, 450
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△1,893	△1,893		△1,893
当 期 純 利 益						5, 135	5, 135		5, 135
自己株式の取得								△0	△0
自己株式の処分						△85	△85	969	883
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)									-
事業年度中の変動額合計	_	_	_	_	_	3, 156	3, 156	968	4, 125
当 期 末 残 高	8, 120	8, 328	8, 328	807	35, 500	24, 473	60, 780	△2, 653	74, 575

	評価・換	算差額等		
	その他有価証券 評価差額金	評価·換算 差額等合計	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	527	527	237	71, 215
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△1,893
当 期 純 利 益				5, 135
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				883
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)	805	805	23	828
事業年度中の変動額合計	805	805	23	4, 954
当 期 末 残 高	1, 332	1, 332	260	76, 169

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

- 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券

子会社株式及び

関連会社株式 …… 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの … 期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部

純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によ

り算定)

時価のないもの … 移動平均法による原価法

② たな卸資産

貯蔵品 …… 最終仕入原価法

なお、貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算 定しております。

- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産

(リース資産を除く) … 定率法。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く)については定額法。なお、主な

> 耐用年数は以下のとおりであります。 建物………15年~50年

機械及び装置………7年~10年 工具、器具及び備品…2年~20年

② 無形固定資産

(リース資産を除く) … 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込

利用可能期間 (5年) に基づく定額法。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 ………… 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権

については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込

額を計上しております。

② 賞与引当金 ………… 従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額

のうち当期負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金 …… 役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込

額に基づき計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した 有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。 なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

12,110百万円

(2) 受取手形裏書譲渡高

1,176百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

短期金銭債権

885百万円

短期金銭債務

306百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高

1,371百万円

仕入高

1,255百万円

その他の営業取引高

31百万円

営業取引以外の取引高

379百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式(注)1、2	1,387千株	0千株	371千株	1,016千株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
 - 2. 普通株式の自己株式の株式数の減少371千株は、ストックオプションの権利 行使に伴う自己株式の交付による減少371千株、単元未満株式の売渡しによ る減少0千株であります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動資産)

(流動資産)		
繰延税金資産	未払事業税	199百万円
	賞与引当金	1,157百万円
	その他	272百万円
	繰延税金資産合計	1,628百万円
	繰延税金資産の純額	1,628百万円
(固定資産)		
繰延税金資産	投資有価証券評価損	184百万円
	減損損失	319百万円
	貸倒引当金	14百万円
	その他	160百万円
	繰延税金資産合計	679百万円
(固定負債)		
繰延税金負債	有価証券評価差額金	602百万円
	その他	3百万円
	繰延税金負債合計	606百万円
	繰延税金資産の純額	72百万円

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、営業用自動車及び事務用機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

3,391.32円

(2) 1株当たり当期純利益

232.70円

9. 重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、平成25年4月10日開催の取締役会において、株式会社パトライトを子会社化することについて決議を行い、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

- 1. 企業結合の概要
- (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社パトライト

事業の内容 回転表示灯機器、音声周辺機器、LED表示機器等の製造、

開発及び販売

(2) 企業結合を行う主な理由

当社は、電設資材及び制御機器等の卸販売並びに空調部材等の製造販売を主要な事業としております。事業戦略上、収益性の高い自社製品の開発及び拡充を最重要課題として推進しております。主力製品である空調部材のほか、これまで新分野として住宅分野や産業機器分野へ参入してまいりました。

株式会社パトライトは、FA機器の専業メーカーであり、国内における回転灯及び表示灯の分野で圧倒的なシェアとブランド力を誇っております。近年は、グローバル化に積極的に取り組み、海外事業を成長ドライバーと位置付けております。

当社グループは、株式会社パトライトの子会社化により、製品ラインナップを 拡充するとともに、シナジーの創出による収益力の向上及び持続的な成長を目指 してまいります。シナジーとしては、産業機器分野における研究開発機能の強化、 グループ内での重複業務の効率化に加えて、グループー体となった自社製品の海 外展開を想定しております。

- (3) 企業結合日 平成25年5月13日(予定)
- (4) 企業結合の法的形式 株式取得
- (5) 結合後企業の名称 変更ありません。
- (6) 取得する議決権比率 100%
- (7) 取得企業を決定するに至る主な根拠 当社が現金を対価として、株式を取得するためであります。
- 2. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 7,150百万円

ただし、この金額は企業結合日の貸借対照表の状況により調整される可能性があります。

- 3. 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間 現時点では確定しておりません。
- 4. 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳 現時点では確定しておりません。

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年5月8日

因幡電機產業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

 指定有限責任社員
 公認会計士
 小
 山
 謙
 司
 回

 業務執行社員
 公認会計士
 藤川
 町

 指定有限責任社員
 公認会計士
 藤川
 町

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、因幡電機産業株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が 実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重 要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有 効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際し て、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関 連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法 並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討 することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

些杏音貝

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、因幡電機産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年4月10日開催の取締役会において、株式会社パトライトを子会社化することについて決議を行い、同日付で株式譲渡契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利 害関係はない。

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年5月8日

因幡電機產業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 Ш (EII) 小 謙 司 行 員 責 任 社 員 睯 公認会計士 藤 \prod (印) 行 社 員 執

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、因幡電機産業株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬 による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経 営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年4月10日開催の取締役会において、株式会社パトライトを子会社化することについて決議を行い、同日付で株式譲渡契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査報告書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第65 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に 基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を 正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反 する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
 - 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月9日

因幡電機産業株式会社 監査役会

常勤監査役 髙 野 憲 昭 印

常勤監査役 酒 井 昭 印

常勤社外監査役 藤 原 利 往 印

社外監查役 井之上 明 彦 印

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識しております。期間業績に応じた適正な利益還元を目指し、期末配当として年1回、当期純利益の45%を配当する業績連動型の配当政策を基本方針としております。

- ① 配当財産の種類 金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 上記方針に基づき、当期の1株当たり期末配当金に つきましては、普通配当103円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は2,305,478,973円となり ます。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日平成25年6月24日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員(10名)は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう取締役を1名減員し、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当	生における地位、担当 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
1	もり や よし ひろ 守 谷 承 弘 (昭和26年9月20日生)	昭和49年3月 平成10年6月 平成13年4月 平成13年10月 平成15年4月 平成16年4月 平成17年4月 平成22年4月	当社取締役電設本部長兼電 設事業部長 当社取締役電設本部長兼電 設事業部長兼近畿電設事業 部長 当社取締役電設本部長 当社常務取締役電設本部長 当社代表取締役社長兼電設 本部長 当社代表取締役社長 当社代表取締役社長 当社代表取締役社長 当社代表取締役社長	23, 030株
2	^{よし だ ます み} 吉 田 益 巳 (昭和26年11月25日生)	昭和49年6月 平成20年6月 平成22年4月 平成23年4月 平成24年4月	(現任) 当社入社 当社取締役産機本部長兼 E デック事業部長 当社取締役 E テック事業部 長 主社常務取締役営業副本部 長兼 E テック事業部 長兼 E テック事業部 長兼 E テック事業部 長兼 E テック事業部 担当 当社常務取締役営業本部 東部・環境システム事業 連当 当社常務取締役営業本部 担当 当社常務取締役営業本部長 (現任)	10, 528株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社	土における地位、担当 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
3	^{えだ むら こう へい 枝 村 浩 平 (昭和31年7月29日生)}	昭和54年9月 平成17年6月 平成20年4月 平成22年4月 平成23年4月 平成23年4月	当社社 当社社 電設本事長 電設本事長 電設本事長 電設本事時 電設本事等 電設本事等 等 電影中 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等	14, 374株
4	き 吉 良 洋 二 (昭和30年7月16日生)	昭和60年10月 平成11年6月 平成14年4月 平成16年4月 平成17年4月 平成19年4月 平成21年10月 平成22年4月	当社入社 当社取締役生産事業部長兼 生産管理部長 当社取締役生産事業部長 当社取締役技術開発セン ター長 当社取締役生産技術本部長 当社取締役生産技術本部長 当社取締役生産技術本部長 当社取締役生産技術本部長 当社取締役生産技術本部長 当社常務取締役生産技術本部長 ま社常務取締役生産技術本部長 当社常務取締役生産技術本部長 出社常務取締役生産技術本部長 明社常務取締役生産技術本部長	7, 185株

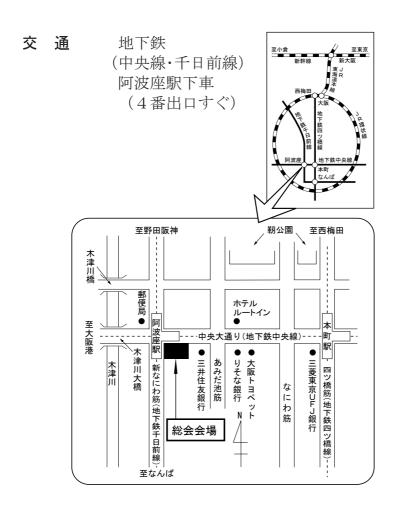
候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
5	いえ さと はる ゆき 家 郷 晴 行 (昭和32年3月22日生)	昭和55年3月 当社入社 平成15年6月 当社取締役経営企画室長第総務部長 平成22年4月 当社取締役管理本部長兼総務部長 平成24年4月 当社取締役管理本部長兼総務部長 平成24年4月 当社取締役管理本部長兼総務部長兼領企画室長兼総務部長兼領管理部長(現任)	経 11,559株 経
6	おく だ よし のり 奥 田 善 紀 (昭和33年3月16日生)	昭和55年3月 当社入社 平成21年6月 当社取締役電材西日本事部長兼特販営業部長 平成22年4月 当社取締役電材西日本事部長 平成23年4月 当社取締役電材東日本事部長(現任)	業 3,809株
7	きたせいいち 喜多 肇 一 (昭和34年8月19日生)	昭和57年3月 当社入社 平成23年6月 当社取締役電材西日本事 部長(現任)	業 1,666株
8	いわ くら ひろ ゆき 岩 倉 広 幸 (昭和34年3月3日生)	昭和58年3月 当社入社 平成23年6月 当社取締役電設東日本事部長兼海外営業部長 平成24年4月 当社取締役電設東日本事部長(現任)	2,160株
9	たか はし つかさ 髙 橋 司 (昭和37年12月10日生)	平成元年4月 弁護士登録(大阪弁護士会)勝部法律事務所(現 部・髙橋法律事務所)入所 (現在) 平成16年6月 当社監査役 平成20年6月 当社取締役(現任) 平成22年6月 日本ペイント㈱監査役 (現任)	* *

- (注) 1. 各候補者と当社との間にはいずれも特別な利害関係はありません。
 - 2. 髙橋 司氏は社外取締役候補者であります。
 - 3. 髙橋 司氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。 同氏は、弁護士として企業法務に精通しており、専門的な知識・経験等を 有しておられることから、社外取締役候補者として適任であると考えてお ります。
 - 4. 髙橋 司氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
 - 5. 髙橋 司氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法 第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、髙橋 司氏 の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定でありま す。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に 定める最低責任限度額であります。
 - 6. 当社は、髙橋 司氏を東京証券取引所及び大阪証券取引所の定めに基づく 独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

አ	ŧ		

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市西区立売堀4丁目11番14号 当社 11階会議室



(なお、駐車場の準備はいたしておりませんので、あしか) らずご了承くださいますようお願い申しあげます。